

令和5年度京都御苑桂宮邸跡土塀等改修工事特記仕様書

I 工事概要

1. 工 事 名:令和5年度京都御苑桂宮邸跡土塀等改修工事
2. 工事場所:京都市上京区京都御苑15番地
3. 工 期:令和6年2月29日(木)まで
4. 工事内容

I 工区:土塀改修 54.0m、勅使門駒寄改修 13.0m、

II 工区:瓦屋根を含む台輪下地及び土塀壁面の改修 27.0m

II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書(自然公園編)」(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事は、営繕工事における週休2日試行対象工事である。
3. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
4. 各工事の詳細な仕様は、設計図に記載された改修特記仕様書、特記事項による。

III 適用基準等

- ・ 公共建築工事標準仕様書(令和5年度)(国土交通省)
- ・ 建築工事安全施工技術指針(平成27年度)(国土交通省)
- ・ 写真管理基準(案)(令和2年、国土交通省)
- ・ 工事完成図書電子納品等要領(国土交通省)

IV 特記事項

1. 京都御苑に係る用途地域等

区 分 等	内 容
名 称 (区分)	京都御苑 (国民公園)
都市計画区域	都市計画区域内 (市街化区域)
用 途 地 域	第二種住居地域
防 火 地 域	法 2 2 条地域
その他地域	特別用途地区 (京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区) 歴史的遺産型美観地区 (一般地区)、屋外広告物規制区域 (禁止地域)、眺望景観保全地域 (境内の眺め)、周知の埋蔵文化財包蔵地、広域避難場所、15m 第 1 種高度地区、京都御苑鳥獣保護区 (府指定)

本工事が行われる場所は、京都御苑内の北側に位置する桂宮邸跡である。外観の門、外周の築地(土)堀が近世の公家屋敷の雰囲気を残しており、桂宮邸跡庭園の公開開始とも相まって公家文化を伝える「魅力」の重要な構成要素と認識されている。

本件工事は文化財や史跡の保護保全に止まらず、京都御苑利用者にとって特別な場所としての「価値」を継承・深化させる重要な役割の一端を担うものであることから、工事に携わる者には、伝統的な左官、大工の技術はもとより、かけがえのない資産の伝承に向けた自覚と見識が同様に求められる。

また、当工事が実施される現場は、交通量の多い今出川通りに面する。既存土堀の斫作業にとまらぬ破砕片の飛散や施工材料の落下等による歩行者や車両、歴史的建物への損傷等の被害が懸念されることから、十分な安全対策と安全な作業が求められる。さらに西側内部には、宮内庁職員官舎が含まれ、安全対策はもとよりプライバシー保護や悪臭・騒音対策、治安等居住者への十分な配慮が求められる。

2. 施工条件

- ・作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ・土曜日と日曜日及び祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を作業の休止日とする。
- ・工事に着手する前に、地質条件や関連する周囲の状況等を含め十分に確認すること。工事に使用する重機等は、門扉により車両の進入できる幅員、高さが限定されるため、通行できる機種を適切に選定する。
- ・工事に当たっては、別添「京都御苑内作業規程」(環境省京都御苑管理事務所)を厳守し、作業責任者は作業員の規律保持に留意する。
- ・作業車両の京都御苑への出入りは原則として「樫木口」を使用し、必要により環境省京都御苑管理事務所の監督職員(以下「調査担当者」という)と協議した上、最小限の範囲で「今出川口」「今出川御門」を使用する。苑内は、定められたルートを時速10km以下で安全に走行する。
- ・苑内に乗り入れる車両等には、環境省京都御苑管理事務所が貸与する作業車両通行許可証を常時掲出する。

3. 各作業は、以下のとおり施行する。

(1) 直接仮設

土塀の改修に必要な仮設足場は、土塀の南北にクサビ連結足場を設置して、土塀の上部を透光性のある屋根で覆った構造を想定している(仮設計画図参照)。

同施設は、土塀左官工事の足場、壁体の養生、乾燥、瓦工事の足場や資材、塵埃の飛散防止、周辺環境への配慮等多様な機能、役割を兼ね備えるものであり、相応の仕様、強度、利便性が求められることから、事前に十分検討して施工計画を作成し、調査担当者と協議すること。

(2) 土塀改修工事

・起終点

起点は、西側今出川門側「令和3年度国土交通省支出委任事業(京都御苑桂宮邸跡勅使門他改修工事)」の既済地点(土塀の宮内庁官舎側角)とし、終点は、北側土塀の中間にある外側目地まで(81.0m)とする。

・左官工事

① 既存壁こそげ落とし

表層以下の中塗りや荒壁の撤去については、雨風による浸食、脆弱化の範囲と深さ、健全な部分との境界について適切に判定し、「調査担当者」とも協議して、的確な作業を進めること。また作業内容と範囲を写真と施工図で記録すること。作業に当たっては、粉塵の飛散や騒音の発生低減に留意すること。

② 粗付け(下塗り)・班直し

粗付けは50mm前後の厚みとなり、乾燥収縮による体積の収縮量が大きくなるため、寸法が安定するまで十分な乾燥期間をとること。

班直しにより粗付けのひび割れを埋め、均一に凹凸を修正すること。班直し後も十分な乾燥期間をとった後に中塗りの作業に移ること。

③ 中塗り

中塗りにおいても乾燥収縮による寸法が安定するまで十分な乾燥期間をとること。

④ 上塗り

塗りつけ後は、通風を良くして乾燥を促すこと。

⑤ 低温対策

気温が10度以下となる日の作業については、十分な防寒・養生の対策を講じて進め、一日を通じて5℃を下回る日は施工を行わないこと。また、凍結の恐れのある時期(1月中旬以降)までには左官工事を終了すること。

・楔除去

土塀礎石の頭部に設置された楔は、錆腐食による壁土の剥がれ、クラックの要因となることから、壁土に埋もれた物も含めて全て除去すること。

除去に当たっては、周囲の壁体に影響しないよう、必要最小限の壁材を除去して楔を撤去すること。礎石上端部の表面が大きく欠けた箇所は、寒水石モルタルにより礎石(花崗岩)との色合せを行い平滑に修復すること。

・工種毎の留意事項は、本工事の工事設計図に記された改修特記仕様書、特記事項による。

(3) 瓦葺工事

① 瓦の取外し

瓦の取り外しに当たっては、崩落の危険性が有るため、土塀の中心線より内外をバランス良く(同一箇所を同数ずつ)取り外すこと。

瓦は再利用を原則とし、取り外した瓦は整理して現場内に存置すること。不良品や欠品が生じた場合は、速やかに調査担当者と協議し、管理事務所が保管する在庫瓦の利用や発注等、全体の工程に遅延の生じないよう対応すること。

② 瓦再設置

・左官工事による土居葺き作業の完了と土居土の乾燥状態を十分に確認した後、瓦再設置を行うこと。

・工種毎の留意事項は、本工事の工事設計図に記された改修特記仕様書、特記事項による。

(4) 駒寄改修工事

・改修範囲や施工方法について、起工時に細部まで確認する。調達に時間を要する部材や部品は、工事工程を配慮して遅滞のないよう手配する。

・工種毎の留意事項は、本工事の工事設計図に記された改修特記仕様書、特記事項による。

(5) 建設副産物の処理

・建設副産物は、建設リサイクル法に基づき適正に処理する。

・工事請負者は、再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書の対象に含まれない産物について、施工計画書に処理計画を作成すること。

・工事請負者は、中間処理業者又は最終処理業者及び産業廃棄物収集運搬業者と建設廃物処理委託契約を締結した場合、その契約書の写しを処理計画に添付すること。

・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を提示し確認を受けるとともにE票の写しを提出すること。

4. 一般共通事項

- (1) 工事完成図のサイズは A3 とする。
- (2) 工事完成図は CAD で作成し、印刷物と CAD データを合わせて提出する。
- (3) 工事写真は、A4、の工事写真帳に整理して 1 部提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りでない。
- (4) 「国等による環境物品等の調達に関する法律」(グリーン購入法)に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)(環境省ホームページに掲載(毎年2月改正))において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績(設備及び公共工事)について、当該年度の調達実績集計表(物品・役務及び公共工事)を環境省ホームページからダウンロードのうえ、Excelファイルで作成し、提出する。
- (5) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設への木材利用量について、木材利用実績調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。

5. 工事全般関係

(1) 工程関係

①影響を受ける他の工事

②自然的・社会的条件による制約

a.要因：荒天、感染症の蔓延、不測の事態 b.制約内容：施工・調達不能

③関連機関との協議による制約

a.関連機関：京都府文化財保護課 b.制約内容：埋蔵文化財発掘立合を掘削工事開始3日前までに連絡する。

④占用物件(地下物件、架空線など)

a.物件内容：ガス、電気 b.物件管理者：大阪ガス、関西電力

c.事前調査：位置や種類について事前に確認を要する。

⑤占用物件(地下物件、架空線など)

a.物件内容：水道管 b.物件管理者：京都市水道局

c.事前調査：位置や種類について事前に確認を要する。

(2) 環境対策関係

①自然環境及び景観等保全のための制約

a.要因：用途地域 b.対象箇所：苑内

c.制約内容：上記IV 1

②公害防止のための制限

a.対象工種：騒音、振動、悪臭 b.対象箇所：宮内庁職員住宅、今出川通沿い

c.制限内容：斫・集積・積込、土工事の掘削・埋め戻し作業

(3) 安全対策関係

①交通安全施設等の指定

a.規制内容：入退場の箇所 b.規制箇所：今出川御門、今出川口以外

c.規制期間：当該工事中

②交通誘導警備員の配置

a.対象要因：歩行者保護 b.対象箇所：現場入口周辺

c.対象期間：当該工事中 d.その他

③防護施設等

a.必要な防護施設：工事現場 b.危険要因：事故、防犯

c.対策内容：外万能鋼板、内フェンスバリケード、キャスターゲート

e.対象期間：当該工事中 f.その他：

④保安設備及び保安要員の配置

a.対象工種：土堀改修、駒寄改修 b.対象箇所：現場入口周辺

c.対象期間：工事期間中 d.対象要因：歩行者、車両の安全確保

⑤一般道路の搬入路使用

a.経路：今出川御門、今出川口から現場 b.制限内容：車両通行時

c.占用する際の関係機関協議：宮内庁、皇宮警察 d.その他：内閣府、上京区役所

⑥設計条件の指定

a.対象物：土堀、駒寄 b.設計条件：図示

c.その他

⑦建設リサイクル法対象工事

a. 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建

設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

b. 分別解体等の方法

工程毎の作業内容及び解体方法		
工程	作業内容	分別解体等の方法
仮設	仮設工事 無	手作業・機械作業の併用
土塀	仮設工事 無	手作業・機械作業の併用
駒寄	仮設工事 無	手作業・機械作業の併用
その他	仮設工事 無	手作業・機械作業の併用

c. 特定建設資材廃棄物の搬出

再資源化等をする施設の名称及び所在地		
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
がれき類、混合屑	(株)ジェネス 8.1km	京都市南区上鳥羽石橋町 249
建設発生木材	(株)山本清掃 9.7km	京都市伏見区横大路千両松町 196-1

d. 受注者は、特定建設資材の分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、調査担当者に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

⑧建設発生土の受入地への搬出

- a.搬出箇所・距離：1.5km b.受入地名：苑内の指定箇所
- c.受入条件：陸上残土 d.その他：

(4) その他

①工事用資機材の保管及び仮置き（製作工事及び他工事との工程調整等）

- a.資機材の種類：土塀左官・木工材料、駒寄木材・金具
- c.保管・仮置き場所：現場 d.期間：設置期間中
- e.保管方法：積置、シート掛 f.積込・運搬方法：手作業・機械併用

②給水

- a.関係機関名：環境省京都御苑管理事務所 b.協議時期：工事準備期間中

c.取水箇所：桂宮邸跡 d.取水時期：適宜

e.取水方法：水道栓 f.その他：

③現場事務所・現場休憩所等（テントを含む）の設置

可 設置条件：今出川口桂宮邸跡入り口周辺で、来園者の交通に支障無い位置とする。

④監督職員事務所の設置 有

e.その他：

⑤工事用水及び工事用電力の構内既存設備

a.工事用水：利用できる（有償）

b.工事用電力：利用できる（有償）

c. 工事用水、工事用電力を使用する場合は、給水栓、配電盤に消費量を記録するメーターを設置して使用量に応じた料金を支払うこと。

⑥資材置場や作業場等

a.場所：資材は作業ヤード内に存置 b.期間：工事期間中

c.制限内容：整理整頓 d.その他

6. 土工

(1) 土砂のダンプトラック運搬に関しては、必ずシート掛けを行う。

(2) 土砂を仮置きする場合は、降雨等により周辺の植生帯に流失し、植物に影響を及ぼすことのないように、シート掛け等の適切な対策を講じる。

(3) 植生保護及び土壌の固結防止を図るため、既存の道路以外においては重機等を出入りさせない。

(4) 土工における運搬および敷均し等については、含水比の高い状態で作業を行ってはならない。

(5) 残土は、担当者の指示により苑内の指定された箇所に運搬して貯留する。

7. 無筋・鉄筋コンクリート

(1) 無筋コンクリートの設計強度は下記による。

駒寄控え柱ブロック基礎に使用するのモルタルコンクリートは、最低セメント使用量 420kg/m³を使用する。

(2) セメントの種類は下記による。

適用箇所：雨落ち溝 種類：普通ポルトランドセメント

- ☑ (3) コンクリートミキサーの清掃により生じる汚濁水は、公園区域外に搬出し適正に処理する。

8. 材料

- ☑ (1) 以下の工事材料は、見本又は品質を証明する資料について、工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受ける。
左官材料、駒寄木材
- ☑ (2) 駒寄の各木部材は、柄孔、見隠を含めて全面に1回以上防腐・防虫剤を隙間無く塗布する。
①薬剤指定：☑有（日本エンパイロケミカルズ株式会社 キシラデコール 同等品）
- ☑ (3) 木材の仕上げは、図面に記載のない限り、角材はプレーナー仕上げ及び丸太は円柱仕上げを標準とする。
- ☑ (4) 木材の端部及び角部は図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については調査担当者と協議する。

9. 仮設工

交通誘導警備員を配置する場合は、規制箇所毎に交通誘導警備検定合格者（2級）を1名以上配置するものとする。また、請負者は、交通誘導警備検定合格証の写しを調査担当者に提出するものとする。

10. 週休2日制の試行

(1) 週休2日の考え方

- ① 現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。
- ② 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成時までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時休止期間、受注者の責によらず現場作業を与儀なくされる期間などは含めない。
- ③ 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- ④ 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合

を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

⑤ 本件工事では、現場閉所による週休 2 日の対象外とする期間は無い。

⑥ 受注者の責によらない現場閉所

工事契約後、週休 2 日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じた場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定する。なお、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

⑦ やむを得ない現場閉所

やむを得ず現場閉所による週休 2 日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休 2 日対象期間においては、技術者及び技能労働者が交代しながら個別に週休 2 日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(2) 総合工程表の作成

受注者は、発注者の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。

総合工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休 2 日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

① 建設工事に従事する者の休日（週休 2 日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保

② 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」

③ 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片づけ期間」

④ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

(3) 工事工程の共有

① 試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

② 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。

- ③ 工事工程の共有に当たっては、必要に応じ下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- ④ 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が発注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

（４）現場閉所の達成状況及び精査

現場閉所の達成状況が４週８休に満たない場合は、請負代金額のうち、建築・設備工事については労務費、土木工事については各諸経費の補正分を減額して請負代金額の変更を行うものとする。（労務費及び各諸経費等の補正分は入札説明書等による。）

11. 本仕様の解釈について疑義が生じた場合は、「調査担当者」と協議の上決定する。